

序章

神奈川大学における自己点検・評価活動は、1991年大学設置基準の一部改正に伴い、自己点検・評価が努力義務化されたことを受け、1992年に教学改革委員会の下に「自己点検・評価小委員会」が設置されたことから始まっている。2002年には「神奈川大学自己点検・評価規程」が制定され、全学的な自己点検活動を実施する委員会として自己点検・評価全学委員会が設置された。現在は副学長を委員長とした神奈川大学自己点検・評価全学委員会を中心に内部質保証に関する各種の施策を推進している。自己点検・評価全学委員会については、2015年の認証評価受審時に内部質保証に関して指摘はされていないものの、第3期認証評価受審に当たり、内部質保証体制を強化するため、委員会の構成員に委員長以外の全副学長、学部長、研究科委員長を新たに構成員に加えるよう神奈川大学自己点検・評価規程第3条を改正し、内部質保証体制の強化を図った。(根拠資料0-1【ウェブ】)

本学は学長の任期である3年に合わせ、6年に一度認証評価を受審しており、前回の受審は2015年であった。努力課題として4つの提言がなされ、2019年7月に改善報告書を提出し、今後の改善経過について再度報告を求める事項は「なし」との検討結果を受領したが、改善すべき課題については引き続き検討を進めている。

また、2017年には「みなとみらいキャンパス開設に係るキャンパス計画等について」の理事会決定を受け、新キャンパスの開設及び新学部の設置が決定したことから、2018年に将来構想実行計画(2018-2028)及び中長期財政計画(2018-2028)を策定した。更には、2019年度には中期計画(2020-2024)を策定し、全学的な教育組織の新機軸の検討及び新たな教育プログラムの開始など学部教育の充実を図っている。以上から、大学として大きな変革期を迎えており、前回の認証評価受審時と比較しても様々な施策を学内で推進している中で今回の認証評価の受審を迎えることとなる。

各活動の具体的取り組み等については、各章で報告することとする。